

(一)
曩に我々は車輛工組合(舊革新會)と關東鐵工組合本所支部(舊誠陸會)とに對する。吾人の態度を諸君に告げた。今又我々は、諸君等同志間に於ける紛議につき車輛工組合及本所支部より來る報道と、本工場としての代表者を上京せしめて事件の真相を調査したる結果を冷靜に批判する時、眞に憂慮に堪へぬものがある、今之を親愛なる諸君に告げて。諸君がその去就を誤らざらん事を望む。

(二)
今回の紛議勃發の原因は遠く大正八年頃より胚胎せるものなるが、その近因は實に車輛工組合と舊誠陸會との合同問題に端を發した。最初は誠陸會から一會則を變更する事。二組合の名稱を變更する事。三友誼團體との提携を一時中絶し全員團結したる上多數會員の欲する團體と提携する事、の三條件を以て合同せん事を申込んだ。ところが車輛工組合は會則は變更してもよいが二と三は出來ないと云ふので其儘になつてゐた。

五月十五日に至つて今度は車輛工組合から合同しようではないかと申込んだ、そこで舊誠陸會は同一工場に二つの組合がある事は互の不利益であるから是非同一工場の兄弟は一つの組合に合同しなければならぬと云ふ立場から、前に提案した三條件を全部撤回して。無條件で車輛工組合に合同するから今後は大阪工場の兄弟とは一層緊密な連絡を取る様にして呉れと希望を述べた。車輛工組合の幹部は喜んで同意した、そこで舊誠陸會は五月十九日に總會を開いて誠陸會の解散と車輛工組合と無條件で合同する決議をせんとした。然るに車輛工組合では自由聯合主義の立場から、合同ではいけない提携にしろと叫んで會場を混亂せしめ終に解散するの止なきに至らしめた。

(三)
こゝに於て永く陰忍し來つた誠陸會は一工場内に二組合の存在は好まざるも。車輛工組合が依然として労働運動の逆流に走りつゝあるを見て黙止するを得ず、敢然と共濟組合の桎梏を打ち破つて新らしき労働組合運動の本流に立つ、日本労働總同盟に加入し關東鐵工組合本所支部を設立するに至つた。

(四)
そこで我々大阪工場の労働者を以つて組織する、大阪機械労働組合西支部聯合會は車輛工組合との提携を斷ち、本所支部と固き握手をする事にしたのである。
かゝつて車輛工組合と本所支部との間に横たはる溝は益々深くなつた、舊誠陸會が戰鬥的労働組合となつた事を知つた車輛工組合幹部は、本所支部員の安藤、向井兩氏を車輛工組合發展の邪魔になるとして會社に解雇せよと迫つた、本所支部は安藤、向井兩支部員の解雇要求に當然反對した。

(五)
安藤、向井兩氏解雇の要求は拒絶せられた、車輛工組合は飽くまで兩氏の解雇の目的を貫徹すべく數日に渡つて怠業し、反つて幹部十七名を誠首せられた。

本所支部は直ちに協議會を開き、車輛工組合が二氏の解雇要求を撤回すれば。十七名解雇の理由を會社に訊しその復職に努力する事を決議し之を一般に聲明した。

然るに車輛工組合は依然として態度を改めず。五月二十八日正式に十七名を復職せしめ、安藤、向井兩氏を解雇せよと要求して容られず、直ちに同盟罷業を發行した。

本所支部は支部員安藤、向井兩氏の解雇要求を合んだ此の罷業に反對した。

(六)
親愛なる兄弟諸君！我々が唯一の武器であるストライキを敢行する時は、主として資本家階級と戦ふ場合であつて。時に又、労働運動を妨害し労働階級の利益を傷める者を排斥する時に行ふ事なきにあらざるも。今回の如き安藤、向井兩氏の排斥は單なる車輛工の組合利己心からの排斥である、かゝる仲間同志の喧嘩や兄弟同志の排斥の爲にストライキは決してすべきものではない。

同一利害の下にある兄弟同志が相争ふ事は、結核お互仲間の不利益を招き資本家に漁夫の利を與へることになる、今回の十七名の誠首は明らかに之を物語つて居るではないか。

(七)
東京工場の諸君、大阪工場の我々は諸君が一日も早く此の無意義のストライキを打切つて就業し、更に新らしく陣容を完備せられん事を望むものである。

かつて本工場の我々も一時機械聯合の様な組合を作つた事があつたが結果は駄目であつた、そこで大正十年に更めて日本労働總同盟に加入して今の大阪機械労働組合を作つたのである。諸君も又今回の事件によつて多くの教訓を與へられた事と思ふ、我が敬愛する諸君、諸君は此際靜かに考へて呉れ。そして諸君が行くべき道をハッキリと決めて呉れ。

我々は、諸君が直ちにこの無意義な争議を打切つて就業し、本工場の我々と將來熱き握手を交すべく本所支部の旗下に強固なる團結をなさるゝ事を固く信ずる。

大正十二年六月十日